

都田公園 特記仕様書

1 概要

所 在 地	都筑区二の丸14										
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>昭和58年8月5日に公開された地区公園で、水道局の港北配水池敷地内の地上部を占用しており、水道局用地と公園がフェンスで仕切られた形状となっています。そのため安全衛生上、利用面で夜間閉鎖・ペット入園禁止、自転車の乗り入れ禁止等の様々な制約があります。</p> <p>また、植栽構成も貯水槽上の盛土地盤であるため、土層厚の制約から低木中心となっており、高木は貯水槽のない敷地外周に限って植栽されています。</p> <p>スポーツ施設の少ない都筑区内において重要なスポーツ利用空間であり、一般市民からサッカーチームまで様々な利用者に頻繁に利用されています。しかし、周辺住民からは飛球や路上駐車に対する苦情が発生しています。</p> <p>多摩丘陵の丘陵面の高台に位置しているため風が強く、スポーツ利用者に支障をきたすことがあります。また、周辺への砂塵・騒音等に関する苦情が寄せられています。</p> <p>＜改修等履歴＞</p> <p>平成30～令和2年度「港北調整池耐震補強工事(神奈川県内広域水道企業団)」 ： 多目的広場Aの大部分を開削施工。該当箇所の防球フェンス等を撤去</p> <p>平成30年度「レストハウス事務室エアコン修繕（北部公園緑地事務所）」 ： 1基設置</p> <p>令和2年度「都田公園ガスヒートポンプ式空調機更新工事（建築局保全推進課・横浜市建築保全公社）」： レストハウス2基更新</p> <p>令和3年度「都田公園一部施設改良工事（北部公園緑地事務所）」 ： 多目的広場A及び周囲の「港北調整池耐震補強工事」で撤去された公園施設の復旧</p> <p>令和4年度「都田公園ほか3公園施設改良工事（北部公園緑地事務所）」 ： 運動広場スプリンクラー1基更新 多目的広場A・B間広場のベンチ9基更新 等</p>										
面積	36,687 m ² (地区公園)										
有料施設	<table> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>運動広場</td> </tr> <tr> <td>面数</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>現行の利用料金</td> <td>2時間2,600円</td> </tr> <tr> <td>対象種目</td> <td>軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー</td> </tr> <tr> <td>開場期間</td> <td>軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール (3月第3土曜日～11月末日) ※毎週木曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用となります。 サッカー、少年サッカー（12月1日～2月末日）※1</td> </tr> </table>	利用対象施設	運動広場	面数	1面	現行の利用料金	2時間2,600円	対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー	開場期間	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール (3月第3土曜日～11月末日) ※毎週木曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用となります。 サッカー、少年サッカー（12月1日～2月末日）※1
利用対象施設	運動広場										
面数	1面										
現行の利用料金	2時間2,600円										
対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー										
開場期間	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール (3月第3土曜日～11月末日) ※毎週木曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用となります。 サッカー、少年サッカー（12月1日～2月末日）※1										

	<p>休場日 年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p> <p>利用対象施設 庭球場</p> <p>面数 5面</p> <p>現行の利用料金 1時間1,100円</p> <p>開場期間 通年※2</p> <p>休場日 年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第3月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）</p>
主な公園施設	庭球場（5面）、運動広場、多目的広場、レストハウスほか
電気設備等	<p>1 空調設備</p> <p>(1) 事務室（ガスヒートポンプ） 冷房能力 9.0kw、暖房能力 11.8kw</p> <p>(2) レストコーナー（ガスヒートポンプ） 冷房能力 9.0kw、 暖房能力 11.8kw</p> <p>(3) レストコーナー（ガスヒートポンプ） 冷房能力 14.0kw、 暖房能力 18.0kw</p> <p>2 園内灯設備</p> <p>(1) H537 (200W) 11基</p> <p>3 放送設備</p> <p>(1) パワーアンプ 1台</p> <p>(2) プリアンプ 1台</p> <p>(3) スピーカセレクタ 1台</p> <p>(4) インプットパネル 1台</p> <p>(5) スピーカ 2台</p> <p>4 時計設備</p> <p>(1) 公園時計 1基（庭球場前）</p>

※1

5月16日～8月15日（5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日を除く）	9:00～19:00
5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～2月末日（第2・第4月曜日を除く）	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～2月末日の第2・第4月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～17:00

※2

5月16日～8月15日（5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日を除く）	9:00～19:00
5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）	13:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日 (第1・第5月曜日を除く)	9:00～17:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1・第5月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）	13:00～17:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	備 考
点検	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回(法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡回点検	外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
			ランプ交換	点検時
	放送設備	アンプ・スピーカー	点検清掃	外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため北部公園緑地事務所へ管理許可を申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、北部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(3) 飛行場外離着陸場について

横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。

実際の使用に際しては横浜市防災計画や都筑区防災計画に基づき、都筑区の指示に従って対応してください。

(4) 上部施設の管理運営について

横浜市水道局と横浜市環境創造局が「港北配水池上部施設及び港北調整池上部施設の管理運

営に関する協定」を締結しており、管理運営に際しては、この協定を遵守してください。

なお、協定上、以下の各項については禁止事項となります。

- ア 薬品、農薬、除草剤、肥料、化学製品等の使用
 - イ 客土施行（横浜市水道局と神奈川県内広域水道企業団の許可を得たグランド及び芝生の維持・管理に伴う客土は除く）
 - ウ 動物を携行しての入園
 - エ 車両の乗り入れ、指定された場所以外の駐車（横浜市水道局と神奈川県内広域水道企業団の許可を得た維持管理車両・緊急車両は除く）
 - オ その他、配水池及び調整池の上部で使用するにあたり安全衛生上の疑義が生じること
- (5) 公園の利用時間についても午前9時から午後5時までとします。（5月16日から8月15日までの期間は午前9時から午後7時まで）
- (6) 電気設備の管理について
- 屋外電気設備（園内11灯・分電盤1面・蛍光灯14面、時計3面等）の巡視点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）について、指定管理者が実施してください（水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください）。
- (7) 電気・機械設備の点検・修理について
- 指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。
- なお、巡視点検の結果については、点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。
- (8) 多目的広場の取扱について
- 公園内に所在する多目的広場は、地元管理運営委員会が利用調整及び日常的な清掃・除草等を行っています。指定管理区域に範囲が含まれていますが、管理運営委員会と管理運営についての協議を事前に必ず行い、管理運営委員会の業務と指定管理者との業務分担を図り、書面での管理運営の取り決めを実施してください。
- (9) 設備消耗品
- ア 公園内に設置してあるゴールネット、テニスコートのネットは設備の消耗費として、必要に応じて、修繕、更新を行ってください。
 - イ その他公園設備に付随する消耗品は、必要に応じて、修繕、更新を行ってください。

4 課題等（様式25記載事項）

- (1) 公園周辺の路上駐車について、対策が必要となっています。応募団体の創意工夫に基づいて対策の提案をしてください。
- (2) 公園周辺には住宅地が広がり、港北配水池上の公園という特性があり、公園の利用方法を含め近隣住民の理解や連携が不可欠となっています。連携や協働の取組について、応募団体の創意工夫に基づく提案をしてください。
- (3) 3(4)に定める禁止事項がありますが、それを踏まえたうえで、植栽管理及び施設の維持管理における創意工夫について提案してください。
- (4) 暑さ対策について
- ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、

応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

- (5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。